

事務連絡
令和5年11月28日

会員各位

一般社団法人長野県理学療法士会
会長 佐藤博之

令和5年度臨時総会議案書の差し替えについて

謹啓、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、過日送付しました『令和5年度臨時総会』の議案書において、【一般社団法人長野県理学療法士会定款細則 Ⅲ. 会費に関する項】の改正案の表記に一部不備がございました。
つきましては大変恐縮ですが、以下の通り議案書を差し替えていただきますようお願いいたします。
なお、提案内容および理由には変更はございません。

【差し替え】

第1号議案 令和6年度（2024年度）からの会費減額および定款細則の改定の承認を求める件

会長 佐藤 博之

【提案理由】

長野県理学療法士会においては、会員の皆様のご協力により50余年にわたり、毎年様々な事業を実施してきた。2014年（平成26年）に一般社団法人となり、公益法人会計基準に則って会計を進めてきたが、ここ3年間は新型コロナウイルス感染症の拡大により思うように事業展開ができず、余剰金が増えてきており、現在当会の流動資産は、6,500万円になっている。そこで、当会の今後の運営に差支えのない範囲で、この流動資産を会員の資質向上や県民の健康増進に還元していくこととしたい。

具体的には、令和6年度より、研修会等の会員の参加費無償化や、県民の健康増進・介護予防事業の強化等を計画しているが、会費については令和6年度より、正会員は1,000円減額した年額9,000円とし、また入会した会員の入会年度（再入会も含む）の会費は年額5,000円としたい。なお、ここで承認を求める会費の改定については、流動資産を還元する令和6年度より5年間の措置とし、令和11年度会費の改定を行う場合には、前年の令和10年度の総会にて承認を求めることとする。

あわせて定款細則の「Ⅲ 会費に関する項」を以下のように改定したい。

一般社団法人長野県理学療法士会定款細則

Ⅲ 会費に関する項

改正案	現行	備考欄
Ⅲ 会費に関する項 1. 本会の会費は年額10,000円とする。 た だし、2024年度より5年間、既存会員の年	Ⅲ 会費に関する項 1. 本会の入会金は2,500円とし、会費は年額10,000円とする。	(削除・変更、追加)

<p><u>会費を 1000 円下げる。</u></p> <p>2. <u>入会 1 年目の会費は年額 5,000 円とする。</u></p> <p>3. <u>会費の納入は、当年度入会者を除き前年度の 3 月末日までとする。</u></p> <p>4. <u>名誉会員は定款 8 条 3 項に基づき会費を徴収しない。</u> (削除)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>5. <u>賛助会員の会費については、別に定めた規程によるものとする。</u></p> <p>6. <u>休会中の会員からは会費を徴収しない。</u></p> <p>7. <u>育児休業、シニア会員（当該年度で満 65 歳以上の会員）等の会費については、別に定める規程により減免することができる。</u></p> <p>8. <u>正会員の会費、賛助会費に関しては総会の承認を得なければならない。</u></p> <p>VI 附則</p> <p>5. <u>この規定は、令和 5 年 12 月 7 日に会費に関する項を一部改定し施行する。</u></p>	<p>2. 会費の納入は、毎年 5 月末までとする。</p> <p>3. 名誉会員は定款 8 条 3 項に基づき会費を徴収しない</p> <p>4. 会費の徴収時には、PT 会員においては日本理学療法士協会会費も併せて徴収するものとする。</p> <p>5. 他都道府県士会員の理学療法士が、移動等により入会する場合、入会金を免除する。</p> <p>6. 正会員の入会金及び会費、賛助会費に関しては総会の承認を得なければならない。</p> <p>VI 附則</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
--	---	---